

財務省告示第三百三十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年七月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月十六日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（二年）（第二百二十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項及び平成十六年度の公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十九号）第二條第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額のうち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	九億八千八百六十万円、平成十六年度における財政運営のため	は、額面金額で八百二十億千	五千四百一億二千百万円

八 振 額 替 単 位

九 募 発
十 集 の 行
十 利 集 利 価 日
二 初 期 利 子 率

十 三 後 第 二 期 子 以

十 四 償 還 限
十 五 償 還 額
十 六 元 利 支
十 七 募 集 期 間
十 八 払 込 期 日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十六年七月二十日

額面金額百円につき百円八銭

平成十七年一月二十日

とし、次の算式により算出した

金額を支払うときは、期

その翌営業日に支払うときは、

次号及び第十四号において規定

す。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times 1$$

毎年一月二十日及び七月二十日

を、その日以前六月間に属する

利子を、その日以前六月間に属する

平成十八年七月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十六年七月二日から平成十

六年七月三日まで

平成十七年七月二十日